別表六（二十六）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の７第４項から第６項まで（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（第４号⑵及び第８号において「令和６年旧措置法」という。）第42条の12の７第６項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「特定税額控除規定の適用可否」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

⑴　別表六（七）「６」、「７」、「11」、「12」又は「16」の要件のいずれかに該当する場合

⑵　租税特別措置法第42条の４第19項第７号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者（同項第８号に規定する適用除外事業者又は同項第８号の２に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第９号に規定する農業協同組合等に該当する場合

⑶　当該事業年度が令和９年４月１日以後に開始する事業年度である場合

3　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑽」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

4　「差引改定取得価額 (9)－⑽　⑾」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　租税特別措置法第42条の12の７第４項の規定の適用を受ける場合において、情報技術事業適応（同条第１項に規定する情報技術事業適応をいう。以下この記載要領において同じ。）の用に供するために取得又は製作をする特定ソフトウエア（同条第１項に規定する特定ソフトウエアをいう。）並びに当該特定ソフトウエア又は情報技術事業適応を実施するために利用してその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。⑴及び第７号において同じ。）を支出するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額並びに情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額の合計額（⑴及び次号において「対象資産合計額」という。）が300億円を超えるときは、「差引改定取得価額 300億円×$\frac{(9)-⑽}{\text{対象資産合計額}}$ ⑾」と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該対象資産合計額その他参考となるべき事項を記載すること。

⑵　租税特別措置法第42条の12の７第６項の規定の適用を受ける場合において、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（同条第３項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画をいう。）に従つて行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応（同条第３項に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応をいう。）のための措置として取得又は製作若しくは建設をする生産工程効率化等設備（同条第３項に規定する生産工程効率化等設備をいう。第９号⑴及び第10号⑴において同じ。）又は令和６年旧措置法第42条の12の７第３項に規定する生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額（⑵において「対象設備合計額」という。）が500億円を超えるときは、「差引改定取得価額 500億円×$\frac{(9)-⑽}{\text{対象設備合計額}}$ ⑾」と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該対象設備合計額その他参考となるべき事項を記載すること。